

平成 19 年 8 月 23 日

保育所保育指針・中間報告について

社団法人 日本栄養士会
全国福祉栄養士協議会
協議会長 政安 静子

一食を通した、子どもの育ちと保護者の子育て支援に向けて一

子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う保育の目標を達成するためには、子どもの発育・発達段階に応じた豊かな食体験を通じて「食を営む力」の基礎を培う「食育」が重要である。

保育所保育指針の改定にあたり、食育推進の一端を担う管理栄養士・栄養士の立場から、以下のことを意見したい。

1. 子どもの育ちへの支援

一人ひとりの子どもの最善の利益を守るため、子どもの心身の発育・発達の状態に応じた食育の計画を栄養士、保育士等が連携して作成する。食育計画は、保育計画及び指導計画に位置付けるとともに、栄養士、保育士等が協働して食育の推進を図る。

○食育の計画の作成

「保育所における食育に関する指針」に基づき、保育計画に連動した「食育の計画」を施設長の責任の下に、全職員が連携、協力して作成し、保育の内容に食育を位置づける。

栄養士、保育士等は食事の提供を含む食育の計画を作成し、実践、記録を通してその内容の評価・改善を図ることにより、保育の質の向上が期待できる。それにより、なお一層のそれぞれの専門性を高めていきたい。なお、保育指針に食育の計画、評価、改善が明記され、解説で説明されることにより、さらに強化されるものといえる。

<資料>平成 18 年度児童関連サービス調査研究等事業

「食育政策の推進を目的とした保育所における食育計画に関する研究」

当調査では、栄養士の配置は全体の約 38%に常勤で配置され、そのうち公立園は 16.1%、公設民営園 55.6%、私立は 61.5%とその差は大きくなっていった。

栄養士の配置の有無と食育の計画づくり実施状況との関連をみると、体制づくりから計画・評価・さらには家庭・地域との連携のすべてにおいて栄養士が配置されている園で有意に実施度が高い結果となっていることが報告された。

平成 17 年社会福祉施設等調査では、保育所栄養士数は 8,670 人(38.3%)、公営では 2,764 人(23.5%) 民営では 5,906 人(54.3%) が配置されている。保育所に直接配置されていない場合でも、市町村保育所全体の食事内容や食事提供の質の維持・向上を図る観点から、市町村の児童福祉主管課に管理栄養士・栄養士が平成 18 年 7 月 1 日現在 55.4%配置され、食育推進の一役を担っている。

○安全、安心、適切な食事の提供

保育所での食事やおやつを食べる場合は、子どもが生活と遊びをつなげ、自らの意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しめるよう環境を構成していくことが重要である。栄養士が調理員や保育士等と連携し、食育の視点から生命の保持、情緒の安定などの養護的側面と、そして教育的側面の両面を配慮し、適切な食事の提供を行う。

また、保育所の調理室を活用し、食事を提供できる特徴を十分に活かした食育活動を展開することにより、子どもにとって「食」をより身近なものにしていく。

なお、子どもは細菌に対する抵抗力が弱く、年齢が低いほどリスクが高くなることから、安全、安心な「おいしい食事」を提供するために、食中毒予防の観点を中心として、食材の安全確認、調理室内の衛生管理、食事環境の整備、調理体験への配慮等、リスクマネジメントを図る。また、子ども自らが調理の体験をする場合には、栄養士としての専門性を生かし、子どもに豊かな体験を積み重ねることができるよう安全面・衛生面の十分な配慮をする必要がある。

○健康増進への支援

すべての子どもたちの育ちの保障を視野に入れ、生活に必要な基本的な習慣や態度を身につけ、適度な運動、休養、食生活の充実を通して、子どもが、自らの体や健康な生活をつくりだす力を養う。また、子どもの健康状態を定期的、継続的に把握し、肥満傾向、肥満、やせ等、健康の保持増進への影響を認められる場合には、嘱託医、保育士や栄養士及び看護師等が連携し、保護者に連絡して早期に対応することにより健康の保持増進に努めていく。

○乳児保育における食育

乳児保育における食育においては、一人ひとりの子どもの生育暦の違いに留意しつつ、一人一人の子どもの発育・発達の状態や健康状態に応じた食育計画を作成する。

特に、乳汁から離乳食、幼児食へと移行する過程にあたり、生活リズム（食事リズム）や食べる意欲を育む観点から、家庭での食事の状態に合わせ、保育士や栄養士及び看護師等、乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、個別の離乳計画を作成し、保育所と家庭とで一体化して食育を進めていく。

○特別の配慮を必要とする子どもへの支援

体調不良の子どもや病気回復期の子ども、食物アレルギー、障害のある子ども等に対する食事の配慮は、一人一人の心身の状態に応じ、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に個別対応するとともに、栄養士の専門的な知識、経験を活かし、保護者の理解と協力等を得て適切に対応する。なお、継続する場合は定期的に経過を評価・確認したうえで進める。

○地域とのネットワーク

地域の資源を活用する観点から、地域の農家や商店等の食物の生産や流通に関わる事業者や、地域の保健所・保健センター等、関係機関と連携・情報の共有化を図り、保育所での食育実践を充実したものとする。また、子どもが生活や発達の連続性を考慮し、食育の観点から小学校との連携を進めていく。

2. 家庭の養育力を高めるための支援

○保育所に入所している保護者に対する支援

保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの最善の利益を考慮しつつ、一人一人の保護者の家庭での状況を踏まえ、栄養士、保育士等が連携し、保育所における食事の様子を伝えたり、食事づくりへの助言をしたり、子どもの育ちを伝え喜びを共有する。また、子どもの送迎時、連絡や通信、保護者懇談会や保育参加や行事を通し、食育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図る。

○地域で子育て中の保護者への支援

地域で子育て中の保護者は子どもの食に関する疑問、悩みが子育て不安の大きな一因となっており、育児不安や育児放棄に至るケースも現れてきている。栄養士の専門的な知識、技術を活用し、食事相談、保育所の献立紹介、離乳食作りなどの食に関する体験等を通して食育活動に取り組むとともに、食生活を中心とした子育てに関する情報を発信し、食に関する不安や負担感の軽減に努め、子育てが楽しくなるよう積極的に支援していく。

3. 保育所の栄養士の専門性の向上

より質の高い保育を目指し、多様かつ複雑な保育ニーズへの対応や子育て支援等のサービスの提供を図るためには、保育所の職員がそれぞれの専門性を向上させ、職員間のチームワークや協働性を高めることが必要である。

○現職者の資質の向上

食育など具体的課題について共通理解を図り、積極的に協働するためには、倫理観や人間性など職員全体の資質の向上をねらいとするもの、保育士、栄養士などそれぞれの職種の専門性の向上をねらいとするものなど、職員一人ひとりが、カンファレンスなどの実践や研修を通して仕事への意欲、モチベーションを高めるように努めなければならない。それには、関係団体と連携して研修等の資質向上を図り、さらには調査研究の充実を図るよう努めることが必要である。

全国福祉栄養士協議会では、年1回の全国研修会と全国3会場での専門研修会を実施し、自己研鑽の場を提供しているが、今後一層、こうした責務を果たしていきたい。

専門研修会では、平成18年度は「幼児（年長）食育プログラムの作成と食育」をテーマに研修を行い、年長児童を対象に、食事バランスガイドを活用した塗り絵による食育の実践を学習した。研修終了後、研修で学習した食育を各保育所で実践し、その効果判定を行った。19年度は「乳児保育における食育」をテーマに、保育所栄養士による乳児食育マニュアルの作成し、「乳児保育における食育」の実践を学習し、その効果の検証を行っている。

○栄養士等養成課程における教育の充実

栄養士等の養成校においても保育内容の理解を深め、保育の充実のために専門性を生かすことができるよう、栄養士教育及び食育に関する研究の充実を関係者と連携し推進してまいりたい。

以上、保育所保育指針の改定を機に、他の保育団体、保健関連団体とも連携し、保育の質の向上に貢献していくことができよう努めていく所存である。